

委員提出資料

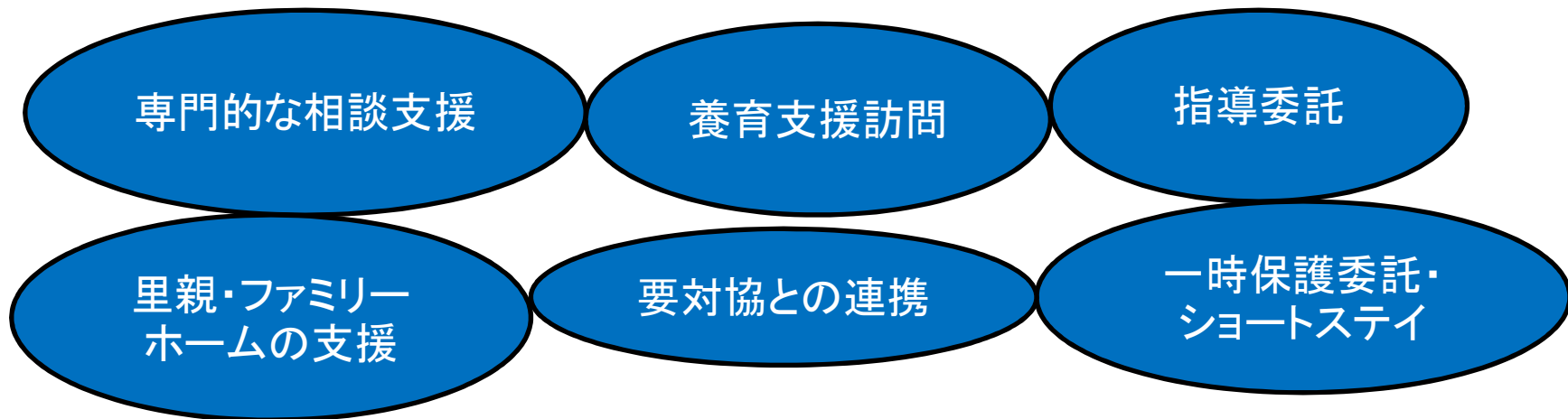
平井委員提出資料	1
星委員提出資料	5
山田委員提出資料	6

児童家庭支援センターの機能強化 自立援助ホームの運営基盤強化

平井誠敏

児童家庭支援センターの位置付けと機能強化

- 基礎自治体（市町村）の養育支援（子ども家庭総合支援拠点）の枠の中に位置付け、委託や支援の強化を図る。



※一時保護委託・ショートステイについては、子どもたちが安心して過ごせる小規模一時保護ホーム等を設置して、それに伴う人員配置を厚くして支援を行う。（乳児院や児童養護施設との連携）

自立援助ホームの運営基盤機能強化

- 自立援助ホームへの入居対象者が平成21年の法改正後、これまでの就労対象者以外に高校生や大学生等の入居者も増えつつある。このことから、今後の自立援助ホームについては、機能分担した援助の形をとる必要もある。

就労型

これまでの就労対象としたホーム

就学型

高校生や大学生等を対象としたホーム

シェルター

義務教育終了後の児童等の一時保護委託等や緊急保護を対象とした、シェルターの役割

自立援助ホームの運営基盤強化

- 現行、自立援助ホームは保護措置費制度になり、20歳未満までの委託措置が可能になった。今後については、20歳の年度末までの措置とする必要がある。
- 福祉的対応が必要な入居者については、22歳の年度末までの延長を可能とすることが必要。
- 自立援助ホームに入居している高校生については、特別育成費(高校の費用)は対象となっている。構想に挙げた就学型の自立援助ホームとシェルターについては、現行の自立援助ホームの一般生活費(月:10,610円)ではなく、児童養護施設と同様の一般生活費(月:48,690円)を支給する必要あり。
- 自立援助ホームに自立支援担当職員の配置が必要。(自立援助ホームでは、社会生活支援専門相談員と呼称したい。)

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案
「社会的養護」についての意見

星 俊彦

児童福祉法の対象年齢を超えた者への支援について、社会的養護のシステムの中で養育を受け、そこから巣立つ人に対しては、基本的に本人がいた施設等がその中心的な担い手となるべきである。18歳、19歳は施設等でのケアが継続されるにしろ、施設等から出されるにしろ、「切れない関係」が必要。

施設経験のない人、あるいは施設との関わりを希望しない人については「アフターケア相談所」などが役割を果たせるだろう。

大学等進学者については卒業まで支援の延長。就職組にとっては自立本番に向けた貴重な2年間になる。こちらはいわゆる「自立度の高い」人たちである。下宿あるいは寮型の生活の場を無償または廉価で提供。

問題なのは虐待被害等により様々な問題を背負わされてしまい、程度の差こそあれ、「就労・自立どころではない人たち」である。こちらは自立援助ホームに多くやって来る。劣悪な家庭環境にありながら社会的養護のシステムを利用できずに10代後半になってしまい、自立困難なまま、家にも居られず私たちの前に立ち現れる子どもたちも最近増えている。こうした人たちも自立援助ホームにやって来る。「対象児童の範囲の拡大」が大学生等18歳、19歳以上の「自立度の高い組」のことを指すとすれば、一緒にするのは少々無理がある。自立援助ホームの対象とするなら自立援助ホームを2種類に分けるべきだろう。

「継続的な自立支援システムの構築」をより確かなものにしていくためには、「自立の概念」、「自立支援の基本的な方法」などについての統一的な理解をさらに深めていく必要があると思う。「家庭」あるいは「家庭的環境」、「生活」などの言葉についても同様であるが、自立支援だけでなく社会的養護全般において、今後、施設等の種別を越えた継続的な検討の場が必要だと思う。

このスライドは、私 山本恒雄が作成し、日本子ども虐待防止学会第21回学術集会にいがた大会で発表したものであるが、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 山田不二子委員が当該専門委員会に資料として提出することを許可する。

2015年11月23日

1
愛育研究所 山本恒雄

児童相談所の虐待対応 通告からの対応

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
愛育研究所
山本 恒雄

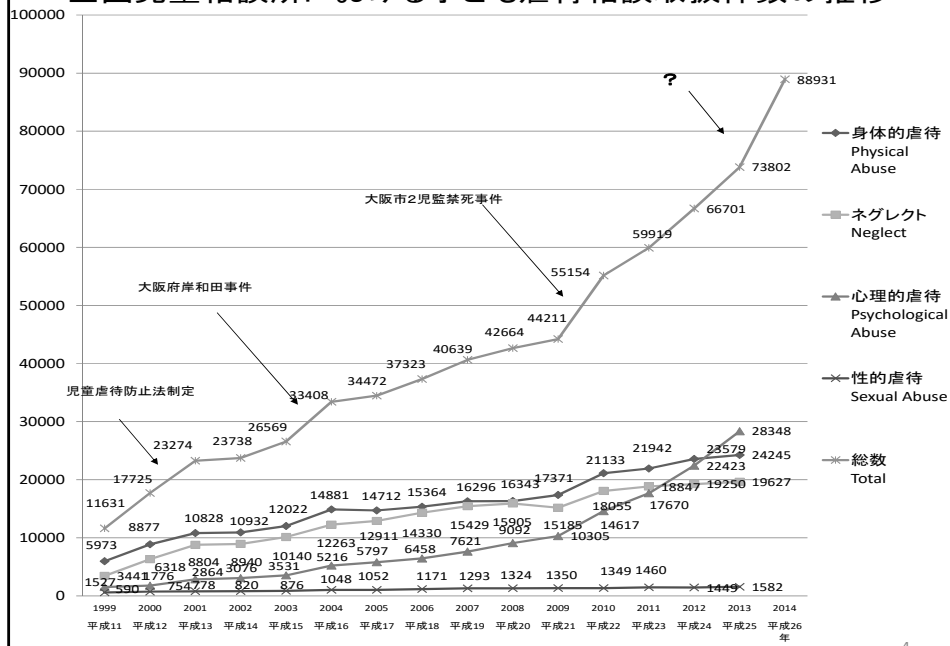
2
愛育研究所 山本恒雄

子ども虐待問題の現状

3

愛育研究所 山本恒雄

全国児童相談所における子ども虐待相談取扱件数の推移



4

愛育研究所 山本恒雄

